

議案第89号

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更の認可について

令和6年12月25日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

令和7年2月21日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

令和6年12月25日

大阪市長 横山 英幸 様

地方独立行政法人大阪市博物館機構

理事長 真鍋 精志

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について（申請）

標題について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限（平成31年4月1日認可）を次のように変更し、令和7年4月1日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1 観覧料の上限額 [(1) 略] (2) 観覧料（特別の展示に係るもの）の上限額は、1人1回につき<u>4,000円</u>とする。 [(3)・(4) 略] 別表第2（2(1)関係） <u>〔表 別紙2 挿入〕</u> 備考 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における大阪歴史博物館の<u>施設（講堂、第1研修室、第2研修室、第1会議室、第2会議室、第3会議室及び特別展示室に限る。次項において同じ。）</u>の使用に係る施設使用料の上限額は、この表に定める金額の2割増しとする。 [2 略]	1 [同左] [(1) 同左] (2) 観覧料（特別の展示に係るもの）の上限額は、1人1回につき<u>2,400円（大阪中之島美術館にあつては、3,600円）</u>とする。 [(3)・(4) 同左] 別表第2（2(1)関係） <u>〔表 別紙1 挿入〕</u> 備考 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における大阪歴史博物館の<u>施設</u>の使用に係る施設使用料の上限額は、この表に定める金額の2割増しとする。 [2 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

[別表第2 別紙1]

施設の名称	区分		金額
大阪市立美術館	展覧会室		1室1日につき 30,000円
	展覧会事務室		1室1日につき 3,000円
	特別室		1室1日につき 5,000円
	講堂		1室1日につき 5,000円
	その他の館内及び構内地		1平方メートル1日につき 10円
大阪市立自然史博物館	特別展示室		1室1日につき 32,000円
	講堂		1室1日につき 17,000円
大阪歴史博物館	講堂		1室1日につき 36,000円
	第1研修室		1室1日につき 15,200円
	第2研修室		1室1日につき 8,200円
	第1会議室		1室1日につき 7,500円
	第2会議室		1室1日につき 7,000円
	第3会議室		1室1日につき 7,300円
	特別展示室		1室1日につき 96,800円
大阪中之島美術館	ホール		1室8時間まで 264,000円
	ワークショップルーム		1室8時間まで 82,500円
	その他の館内及び構内地	使用する面積が60平方メートル以上の場合	1平方メートル1日につき 14,300円
		使用する面積が60平方メートル未満の場合	1時間につき 107,250円

[別表第2 別紙2]

施設の名称	区分	金額
大阪市立美術館	展覧会室	1室1日につき 30,000円
	展覧会事務室	1室1日につき 3,000円
	その他の館内及び構内地	1平方メートル1日につき 14,300円
大阪市立自然史博物館	特別展示室	1室1日につき 32,000円
	講堂	1室1日につき 17,000円
	その他の館内及び構内地	1平方メートル1日につき 14,300円
大阪市立東洋陶磁美術館	館内及び構内地	1平方メートル1日につき 14,300円
大阪市立科学館	館内及び構内地	1平方メートル1日につき 14,300円
大阪歴史博物館	講堂	1室1日につき 36,000円
	第1研修室	1室1日につき 15,200円
	第2研修室	1室1日につき 8,200円
	第1会議室	1室1日につき 7,500円
	第2会議室	1室1日につき 7,000円
	第3会議室	1室1日につき 7,300円
	特別展示室	1室1日につき 96,800円
	その他の館内及び構内地	1平方メートル1日につき 14,300円
大阪中之島美術館	ホール	1室8時間まで 600,000円
	ワークショップルーム	1室8時間まで 82,500円
	その他の館内及び構内地	1平方メートル1日につき 14,300円

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。